

# 年金あれこれ

## 改正された国民年金

国民年金制度が発足して、いわゆる皆年金時代にはいつてから、十四年になります。

この間、着々と制度の改善が行われてきましたが、近年急速な高齢化現象により、老後の不安は国民の関心事となり、なかでも年金制度は老後保障の柱として、国民各層から大きな期待が寄せられており、その改善は内政上最優先の課題の一つとされています。

今回の国民年金法の改正は、これにこたえて次の財政再計算期である昭和五十年を待たないで改善をしたものですが、改正の中心はなんとといっても、年金額を大幅に引き上げ、今日の社会における老後保障にふさわしい年金水準を実現し、さらに物価変動に應ずる年金額の実質価値維持のための自動スライド制を導入したことです。

年金額の引き上げは、厚生年金と同程度の水準が確保され、年金額の水準として、二十五年加入のばあいの年金額が附加年金をふくめて夫婦月額五万円に引き上げられました。

現在国民年金で、すでに支給さ

れている十年年金は、二・五倍に昭和五十年二月から支給される五年年金は、三・二倍にそれぞれ引き上げられました。

年金額の引き上げのほか、今回の改正では、高齢者に再び五年年金への加入の途を開いたこと、未納保険料の特例納付の再開、また老齢特別給付金の創設など「できるだけ多くの人が年金を受けられるように」という配慮がされています。福祉年金も改善され、老齢福祉年金は月一、七〇〇円、障害福祉年金は月二、五〇〇円、母子・準母子福祉年金は二、二〇〇円増額されました。また、所得による支給制限も大幅に緩和されました。

この改正によって、国民年金は先進諸国にくらべて、もしよくない水準になり、これからますます充実した制度になっていきます。

国民年金が老後保障の中心となる日は、遠い先のことではなく、すぐ目の前にきているといえるでしょう。

## マイホームづくり 住宅資金貸付制度

自分で住むための住宅を建てた

り改築したり、建売住宅などを購入するための、いわゆる住宅資金の貸付制度が新しく設けられました。

この年金を借りられるのは、国民年金の加入者であること。またこの加入（被保険者）期間が五年以上であって、この資金の貸出しを申込んだ時から過去二年間の保険料がきちんと納めてある人で、それに本人に収入があることとされ、その収入は貸付金の初回返済額の五倍以上ということになっています。（約三万五〜六千円の見込み）

貸出される金額は五十万円で返済期間は十年の元金均等返済で、利子は年に六分二厘（六・二パーセント）となっています。申込みは、住宅金融公庫の窓口で行なわれます。

## 未納保険料の特例納付が認められます

国民年金では、老齢年金を受けるためには一般に二十五年（昭和五十年四月一日までに生まれた人は年齢に応じて二十四年から十年に短縮されています。）という期間が必要ですが、過去に保険料を納めなかった期間があると、年金を受けるために必要な期間を満たせなくなります。

保険料は納期から二年たちます

と時効によって納められなくなりその期間は未納期間となります。そこで、今回の改正で過去の未納期間分について、今から納められる措置が設けられました。

◎納められる期間  
昭和47年度（昭和四十八年三月）

以前の分の強制加入被保険者としての保険料未納期間のうち、時効消滅した期間  
◎保険料  
未納期間一カ月について九百円

◎納める期間  
昭和四十九年一月から昭和五十年十二月末日（その前に六十五才になる人は、その前日）までの二年間

## 五年年金加入の途 再び開かる

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人で、国民年金制度発足当時十年年金に、そして昭和四十五年に開かれた五年年金にも加入しなかったため、将来提出制の老齢年金に結びつかない人も少なくありません。そこで、今回の改正でも一度五年年金への加入の機会が与えられることになりました。

◎加入できる人  
①明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人  
②他の年金制度に加入していない

こと  
◎国民年金や他の公的年金の老令（通算老令）年金を受けていないし、受ける資格もないこと。

◎加入の申し出  
昭和49年3月31日までです。

◎保険料  
保険料は、一カ月九〇〇円です。昭和45年6月分から加入申し出の前月までの保険料は、昭和50年6月30日までに納め、加入申し出以後の保険料を合わせて五年間保険料を納めることとなります。

◎年金額  
月額八、〇〇〇円、昭和50年6月で65才をこえる人は昭和50年7月から支給され、昭和50年7月以降に65才になる人は65才に達した月の翌月から支給されます。

## 一位に十万円 年金の歌募集

①国民年金をテーマにした歌詩  
②歌詩の長さは五行から六行を一節として三節ないし四節程度  
④送り先 東京都千代田区平河町二の七の五砂防会館、社団法人日本年金協会 国民年金の歌募集係  
⑤賞金ならびに副賞として一位に厚生大臣賞と十万円、その他二位三位には賞金・副賞、佳作五篇にもそれぞれ賞金あり、〆切は49年3月末日となっています。

①国民年金をテーマにした歌詩  
②歌詩の長さは五行から六行を一節として三節ないし四節程度  
④送り先 東京都千代田区平河町二の七の五砂防会館、社団法人日本年金協会 国民年金の歌募集係  
⑤賞金ならびに副賞として一位に厚生大臣賞と十万円、その他二位三位には賞金・副賞、佳作五篇にもそれぞれ賞金あり、〆切は49年3月末日となっています。